

仕 様 書

1 対象業務

令和5年度清田区総合庁舎駐車場除雪業務

2 対象施設及び所在地

(1) 対象施設

清田区総合庁舎駐車場（作業範囲は別紙図面のとおり）

(2) 所在地

札幌市清田区平岡1条1丁目2-1

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 業務の内容

(1) 構内新雪除雪工（5,600 m²）

除雪作業にはタイヤショベル（1.4～2.0 m³）を使用し、原則として積雪量が概ね10cm以上の場合若しくは翌朝までに概ね10cm以上の積雪が見込まれる場合に実施すること。なお、この作業は委託者の指示なくして実施することとする。

また、作業は原則夜間・早朝の庁舎開庁時間外に実施することとし、午前7時30分までに作業を完了すること。ただし、委託者が特に認めた場合には、当該時間帯以外であっても除雪作業を行うこととする。

雪の堆積に当たっては、委託者指定の場所に対して、その後の除雪作業に支障をきたさぬよう、堆積場所の奥から順番に積上げていくこと（別紙図面をよく確認し、実施すること）。

(2) 構内路面整正工（5,600 m²）

圧雪状態や不陸の兆候が見られ、車両通行に支障が発生する恐れがあり、下記に該当する場合に実施すること。

- ア 新雪除雪作業実施後に、大量の降雪があり、路面の圧雪が厚くなった場合。
- イ 除雪基準に達しない降雪が日々断続的に続き、路面の圧雪が厚くなった場合。
- ウ 昼夜の気温差が大きく、圧雪の凍結、融解が繰り返され、車両の走行に支障がある場合。
- エ 降雨や急激な気温上昇により圧雪部がザクザク状態で車両の走行に支障がある場合。
- オ その他、委託者が必要と認め、指示する場合。

(3) 予定数量

- ア 構内新雪除雪工：約23.5日・約51.8時間

イ 構内路面整正工：約 1.9 日・約 3.5 時間

※数量については、過去の実績等から想定したおおよその回数であり、その数量を確約するものではありませんので、入札書の記載金額の算出にあたっては、十分ご留意願います。

5 業務報告

(1) 除雪業務報告書及び車両運転日報等の提出

受託者は、作業の終了した翌日までに、実施した作業状況を記載した除雪業務報告書（様式 1）及び車両運転日報（様式 2）を委託者に提出し、委託者の検査を受けること。

(2) 実績報告書及び完了届の提出

受託者は、実施した除雪・路面整正作業について、月ごとの作業時間の実績を集計した実績報告書を完了届と合わせて委託者に提出すること。

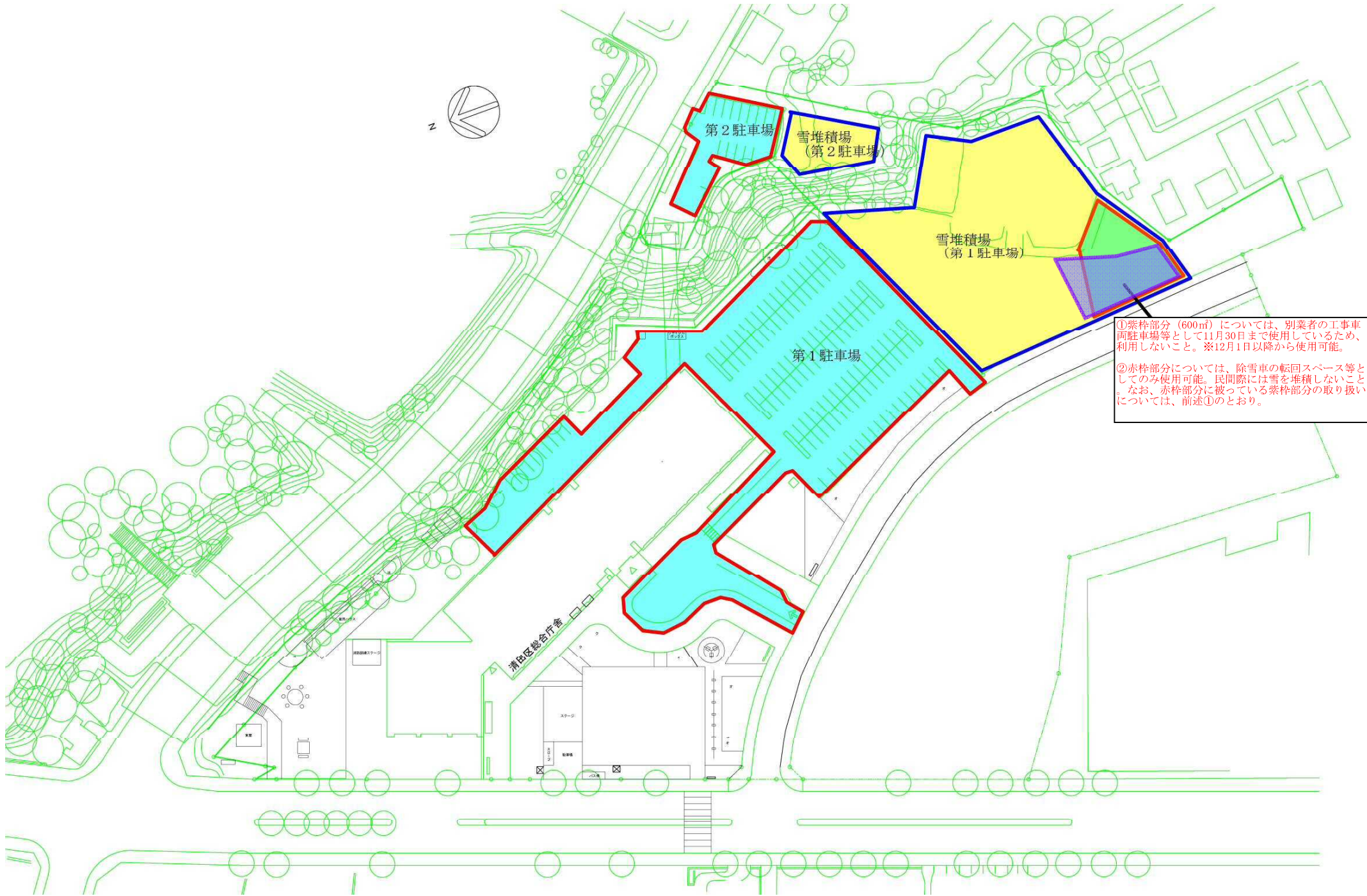
6 特記事項

- (1) 本仕様書で示している数量、面積、図面等と現状とが異なる場合、現状を優先するものとする。
- (2) 作業の実施にあたっては、従業員、車両、通行者等の事故防止に十分注意すると共に、作業中に発生した事故については、受託者が一切の責任を負うものとする。
- (3) 作業の実施にあたって、舗装面、壁面、境界杭等の施設内工作物を破損した場合は、受託者により現状に復旧し、速やかに委託者へ報告すること。
- (4) 指定の堆積場所の堆積許容量を超える見込がある場合は、速やかに委託者へ報告すること。
- (5) 本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者双方で協議のうえ実施すること。

7 環境負荷低減に関する事項

本業務においては、本市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努める。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努める。
- (2) ゴミ減量及びリサイクルに努める。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努める。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がける。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用する。
- (6) 再生資源の利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全に努める。



①紫枠部分 (600㎡) については、別業者の工事車両駐車場等として11月30日まで使用しているため、利用しないこと。*12月1日以降から使用可能。

②赤枠部分については、除雪車の転回スペース等としてのみ使用可能。民間際には雪を堆積しないこと。なお、赤枠部分に被っている紫枠部分の取り扱いについては、前述①のとおり。